



保 発 0330 第 5 号  
平成 27 年 3 月 30 日

地方厚生（支）局长  
都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）について下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対して周知徹底を図られたい。

記

第二の2を次のように改める。

## 2 「常勤」

指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）における勤務時間が、当該指定訪問看護ステーションにおいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週当たり32時間を下回る場合は32時間を基本する。）に達していることをいうものである。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

(参考)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（改正部分抜粋）

## 第二 用語の定義

### 2 「常勤」

指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）における勤務時間が、当該指定訪問看護ステーションにおいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週当たり32時間を下回る場合は32時間を基本する。）に達していることをいうものである。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。